令和３年４月１日
埼玉中央農業協同組合

埼玉中央農業協同組合 行動計画

職員が仕事と子育てを両立することができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、つぎのように行動計画を策定する。

１．計画期間

令和３年４月１日～令和８年３月３１日（５年間）

２．課題

採用における男女別競争倍率、男女の継続勤務年数に大きな差は見られないが、管理職に占める女性割合が低い。

３．目標取組内容

目標１：管理職（課長級以上）に占める女性比率を 10%とする。

令和３年度～ 管理職手前の女性職員を対象としたキャリア意識の醸成、管理職養成等を目的とした研修の実施。

目標２：週１日以上のノー残業デーの設定。

令和３年度～ 所属毎に週１日以上のノー残業デーの実施。

目標３：有給休暇取得率を 30%以上とする。

令和３年度～ 有給休暇を計画取得する。
また、管理職による率先取得を促す。

目標４：女性職員の育児休暇取得率を 100%とする。
男性職員の子どもの出生時における父親の休暇取得の促進。

令和３年度～ 会議やイントラネット等で職員への周知。

目標５：看護休暇制度の周知徹底

令和３年度～ 取得促進を図る。

令和５年６月２７日
埼玉中央農業協同組合

女性の活躍推進に関する情報公表

１．情報公表の基準
令和３年４月１日～令和４年３月３１日

２．情報の公表
（１）係長級にある者に占める女性労働者の割合
２２．５％

（２）男女の賃金差異

区分	男女の賃金差異（男性の賃金に対する女性の賃金割合）
全労働者	５９．０５％
正職員	８２．０１％
パート・有期職員	７７．２０％

（注釈・説明）
・短時間のパートも１人としてカウントしており、パート職員に女性が多いことから全労働者の賃金格差が多くなっています。
・パート・有期職員とは、嘱託職員、パート、アルバイトが該当します。
・通勤手当を除きます。

（３）有給休暇取得率

区分	有給休暇取得率
全労働者	５７．０％
正職員	４７．０％
パート・有期職員	７５．０％